

# 同行援護の従業者の資格要件 (平成 30 年 4 月 1 日以降)

## ① サービス提供責任者資格要件 (アおよびイのいずれにも該当する者 又はウに該当する者)

ア) 居宅介護のサービス提供責任者の資格要件を満たす者。(介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、居宅介護従業者養成研修 1 級課程修了者、居宅介護職員初任者研修 (2 級課程) 修了者で 3 年以上 (540 日以上) 介護等の業務に従事した者。)

イ) 同行援護従業者養成研修 (一般課程及び応用課程) を修了した者。(相当する研修課程修了者を含む。※)

ウ) 厚生労働大臣が定める従業者 (平成 18 年厚生労働省告示第 556 号) に定める国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者。

## ② 従業者資格要件 (ア、イ、ウのいずれかに該当する者)

ア) 同行援護従業者養成研修 (一般課程) を修了した者。(相当する研修課程修了者を含む。※)

イ) 居宅介護従業者の資格要件を満たす者であって、視覚障害者等の福祉に関する事業 (直接処遇職員に限る。) に 1 年以上 (180 日以上) 従事した経験を有する者。

ウ) 厚生労働大臣が定める従業者 (平成 18 年厚生労働省告示第 556 号) に定める国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者。

同行援護従業者養成研修に係る経過措置は平成 30 年 3 月 31 日で終了しました。

※大阪府知事が同行援護従業者養成研修に相当するものとして認める研修は次のとおりです。

【一般課程相当】(同行援護従業者養成研修を受講の際には一般課程の受講が免除されます。)

- ・平成 2 年度から平成 8 年度まで大阪府が実施した「ガイドヘルパー養成研修」
- ・「ガイドヘルパー養成研修実施要綱 (平成 9 年 5 月 23 日付け障障第 90 号)」に基づき実施したガイドヘルパー養成研修 (視覚障害者課程)
- ・廃止前の「指定居宅介護等及び基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの (平成 15 年 3 月 24 日厚生労働省告示第 110 号)」第 3 号の規定に基づき実施した視覚障害者移動介護従業者養成研修
- ・廃止前の「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの (平成 18 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 209 号)」第 3 号の規定に基づき実施した視覚障害者外出介護従業者養成研修
- ・大阪府移動支援従業者養成研修実施要綱に基づき実施した大阪府移動支援従業者養成研修 (視覚障害課程)
- ・大阪府盲ろう者通訳・介助者養成研修

【一般課程及び応用課程に相当】

- ・社会福祉法人日本盲人会連合が実施した視覚障害者移動支援事業従事者資質向上研修

(参考)

大阪府知事及び大阪府指定研修事業者が実施したガイドヘルパー (移動支援従業者、外出介護従業者) 養成研修は大阪府が同行援護従業者養成研修 (一般課程) 相当と認める研修です。

(関係法令)

指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの (平成 23 年 9 月 22 日厚生労働省告示第 335 号)